

議第85号

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例
京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を次のように改正する。
第 5 条第 2 項中「500円」を「510円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。